

# 文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年6月14日(金)

13 : 30 ~

大会議室

開 会

- 1 委員長・副委員長の互選について
- 2 委員会の運営について
- 3 その他

閉 会

## 文書問題調査特別委員会運営要領（案）

### 1 調査事項

令和6年3月12日付け元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項

### 2 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限

### 3 調査期限

令和6年6月13日から調査が完了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

### 4 調査経費

本調査に要する経費は、500万円以内とする。

### 5 会議の場所

会議は原則として大会議室を使用する。

### 6 調査日程

調査日程については、委員会に諮り決定する。

### 7 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができる。
- (2) 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

### 8 傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、30人とする。ただし、特に必要があると認める場合は、委員長は委員会に諮って別に定員を決めることができる。
- (2) 資料の配布については委員長が決定する。
- (3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (4) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) その他兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱によるものとする。

### 9 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。

(2) 理事会は、正副委員長及び理事5人をもって構成する。なお、委員長は、理事とは別に指名した委員に、オブザーバーとして理事会への出席を求めることができる。

(3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。

## 「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議

下記のとおり元県民局長の文書問題の内容調査に関する動議を提出します。

### 記

#### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ・令和 6 年 3 月 12 日付け元県民局長の文書に記載されている 7 項目の内容の真偽に関連する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び兵庫県議会委員会条例第 4 条の規定により、委員 15 人からなる文書問題調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

#### 3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

上記特別委員会の調査は、令和 6 年 6 月 13 日から調査終了までとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、500 万円以内とする。

令和 6 年 6 月 13 日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

提出者	兵庫県議会議員	北	野	実
	同	村	岡	真夕子
	同	戸井	田	ゆうすけ
	同	富	山	恵二
	同	岡		つよし
	同	風	早	ひさお
	同	上	野	英一
	同	北	上	あきひと

文書問題調査特別委員会委員一覧

令和6年6月13日

会 派 名	委 員 数	議 員 氏 名
自 由 民 主 党	(人) 6	松 本 裕 一 奥 谷 謙 一 富 山 恵 二 長 岡 壯 壽 黒 川 治 藤 田 孝 夫
維 新 の 会	3	佐 藤 良 憲 増 山 誠 岸 口 み の る
公 明 党	2	越 田 浩 矢 伊 藤 勝 正
ひ ょ う ぐ ー ぷ 県 民 連 合	2	竹 内 英 明 上 野 英 一
日 本 共 産 党	1	庄 本 え つ こ
無 所 属	1	丸 尾 ま き

計 15人